

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成26年3月20日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

## 平成26年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成26年3月20日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 4号 牛久市安全な飲料水の確保に関する条例について
- 日程第 2. 議案第 5号 牛久市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 6号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 7号 平成25年度牛久市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 5. 議案第 8号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6. 議案第 9号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 7. 議案第10号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8. 議案第11号 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9. 議案第12号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10. 議案第13号 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11. 議案第14号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12. 議案第15号 平成26年度牛久市一般会計予算
- 日程第13. 議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14. 議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15. 議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第16. 議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第17. 議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第18. 議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19. 議案第22号 牛久市道路線の認定について
- 日程第20. 議案第23号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第21. 議案第24号 牛久市道路線の廃止について
- 日程第22. 議案第25号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第23. 議案第26号 牛久市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条

例について

日程第24. 議案第27号 牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
について

日程第25. 議案第30号 工事請負契約の変更について

日程第26. 議案第31号 工事請負契約の変更について

日程第27. 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

日程第28. 意見書案第5号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について

日程第29. 請願第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進する  
ための法律の制定を求める意見書の採択を求める請願

日程第30. 議員提出議案第1号 議会改革特別委員会の調査期間の延長について

日程第31. 閉会中の事務調査の件

追加日程第1. 副議長辞職の件

追加日程第2. 意見書案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進す  
るための法律の制定を求める意見書の提出について

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第15号に対する修正案の1件が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第4号ないし日程第24、議案第27号、日程第25、議案第30号ないし日程第27、議案第32号の27件、日程第28、意見書案第5号の1件、日程第29、請願第1号の1件を一括議題といたします。



議案第 4号 牛久市安全な飲料水の確保に関する条例について

議案第 5号 牛久市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第 8号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第10号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 平成26年度牛久市一般会計予算

議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第22号 牛久市道路線の認定について

議案第23号 牛久市道路線の路線変更について

議案第24号 牛久市道路線の廃止について

議案第25号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

- 議案第 2 6 号 牛久市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 3 1 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 3 2 号 損害賠償の額を定めることについて
- 意見書案第 5 号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について
- 請願第 1 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の採択を求める請願

○議長（山越 守君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

牛久市議会議長 山 越 守 殿

総務常任委員会

委員長 小松崎 伸

#### 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 7 号	平成 2 5 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 25 号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について	原案可決
議案第 26 号	牛久市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

意見書案 第 5 号	軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について	否 決
---------------	--------------------------	-----

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成26年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第7号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第5号）の歳入の主なものとして、地方特例交付金の増額計上、地方交付税は普通交付税の減額計上、国庫支出金の国庫補助金は防災情報通信設備整備事業交付金の増額計上及び県支出金は県委託金の減額計上であります。繰入金は、職員退職手当基金繰入金の増額計上、市債については建設事業債から臨時財政対策債への組み替えを行うものであります。

歳出の主なものとして、総務費は、一般退職手当特別負担金の増額計上及び退職手当基金への積立金の増額計上であり、消防費は、Jアラート自動起動機整備及び防災無線制御卓改修費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、ふるさと基金費、ペーパーレス化の取り組み、タブレットの導入検討についての質疑がなされました。

市執行部からは、ふるさと基金は13団体・個人で寄附があり、震災復興支援、子育て日本一、教育、福祉等、それぞれ目的を持って寄附をいただいております。寄附者の意思を尊重して、合致する事業に積極的の充当をしている。廃棄文書は毎年10トン前後、溶解処理しながらリサイクルしており、紙の使用量は減っていない状況がある。タブレットについては、近隣の調査をし、導入している自治体ではなかなか紙の縮減につながっていない状況があるとの答弁がありました。

議案第25号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてであります。

本件は、龍ヶ崎市及び牛久市との間で、平成14年12月19日に締結した公共施設の相互利用に関する協定について、相互利用の対象から2施設を除外するものであります。

審査に当たり委員からは、利用できなくなることの市民への周知についての質疑がなされ、市執行部からは、公の施設相互利用についてはホームページや広報紙等で周知していくとの答弁がありました。

議案第26号は、牛久市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成25年4月1日から牛久市公園条例が施行されたことに伴い、本条例の中で規定されている文言を改正するものであります。

意見書案第5号は、前定例会より継続審査となっておりました、軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出についてであります。

審査に当たり委員からは、軽自動車税の値上げが閣議決定されたが、国会での議決はまだされていない状況にあり、この段階で意見書を提出すべきである。軽自動車税は1.5倍に上がると聞いており、市議会の意思として意見書提出すべきであるとの意見がありました。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第7号、議案第25号及び議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第5号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

---

平成26年3月20日

牛久市議会議長 山 越 守 殿

教育民生常任委員会  
委員長 市 川 圭 一

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第5号	牛久市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	平成25年度牛久市一般会計補正予算(第5号)別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ	原案可決
議案第8号	平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第12号	平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第14号	平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第32号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

[教育民生常任委員長市川圭一君登壇]

○教育民生常任委員長(市川圭一君) 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成26年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第5号は、牛久市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、学識経験者の人選についての質疑があり、市執行部からは社会教育委員は各社会教育団体に携わっている方などで構成され、議会からは教育民生常任委員会委員長に委嘱しており、社会教育の分野に造詣の深い11名に委嘱しているとの答弁がありました。

議案第6号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成26年4月から牛久運動公園野球場スコアボードの利用を開始することに伴い、新規に使用料を設定するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久運動公園野球場スコアボードの操作の取り扱い、使用料の減免についての質疑がありました。

市執行部からは、スコアボードの操作については、野球連盟から提示されている20団体について、今月操作の説明会を実施します。それ以外の方については、誰でもわかるマニュアル

をつくり、社会体育課の職員、NPOの職員がサポートに入れるような体制をつくっていく。使用料の減免については、公的に学校が使用する場合、施設は減免となるが、スコアボードの使用は有料となるとの答弁がありました。

議案第7号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金の国庫負担金は生活保護費負担金の減額計上、県支出金の県負担金は療養給付費負担金の増額計上、県補助金は保育園緊急整備事業補助金の減額計上であります。

歳出の主なものは、療養給付費等の増加に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額計上であります。審査に当たり委員からは、中央生涯学習センターの空調施設の見直し、牛久第三中学校体育館と向台小学校体育館を耐震補強のみにした理由、学校給食費、ひたち野地区の中学校の計画についての質疑がありました。

市執行部からは、中央生涯学習センターの空調施設の見直しは、現在集中制御しているものを、講座室を個別空調に切りかえてコスト削減を図るものであり、牛久第三中学校体育館耐震、向台小学校体育館耐震は、平成27年度までに耐震工事を終わらせるという国の指導があり、耐震工事を優先させている。学校給食については、近隣の市と比較して同程度の値上げとなっており、ひたち野地区の人口増については、宅地が全部埋まれば、あとは減少に向かうと見込んでおり、中学校は増築で対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第8号、平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものとして、国民健康保険税の減額計上、国庫支出金及び県支出金は、高額医療共同事業負担金の減額計上、共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金の減額計上及び保険財政共同安定化事業交付金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、保険給付費は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額計上、共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、国民健康保険運営協議会の開催日数、高額療養費の状況についての質疑があり、市執行部からは、国民健康保険運営協議会の今年度開催はなく、来年度開催を予定している。高額療養費の状況については、一般被保険者の高額療養費は増加傾向にあり、退職被保険者については被保険者数が減少傾向にあり、療養費も減額となっているとの答弁がありました。

議案第12号、平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の減額計上であります。

歳出の主なものは、保険給付費及び地域支援事業費等の減額計上であります。

議案第14号、平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものは、一般会計繰入金の減額計上であり、歳出の主なものとして、広域連合共通経費負担金の減額計上、納付金は後期高齢者保険基盤安定納付金の増額計上であります。

議案第32号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、中央生涯学習センター駐車場隣接地において、駐車場にとめてあった車両に誤って伐採した竹が直撃し、同車両に損害を与えたことについて、損害賠償の額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、今回の事故を契機に対応した事項があるかとの質疑があり、市執行部からは、施設管理上にある構築物の事故等が想定されるので、今回使用した公立文化施設の保険等の加入状況の確認、現場での老朽化した設備等の点検を実施していくとの答弁がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、提出議案の当委員会所管分については、全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

済みません、訂正をしたいと思います。

社会教育分野の造詣の深いということで、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成26年3月20日

牛久市議会議長 山越 守 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野 政子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

事件の番号	件名	議決の結果
議案第4号	牛久市安全な飲料水の確保に関する条例について	原案可決
議案第7号	平成25年度一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第9号	平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第10号	平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第11号	平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第13号	平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第22号	牛久市道路線の認定について	原案可決
議案第23号	牛久市道路線の路線変更について	原案可決
議案第24号	牛久市道路線の廃止について	原案可決
議案第27号	牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第30号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第31号	工事請負契約の変更について	原案可決
請願第1号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願	採 択

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長（尾野政子君） 済みません、報告の前に1点訂正をお願いいたします。

1枚目、下から4行目ですけれども、「削減に向けた取り組みの等」となって、この「の」を削除していただきたいと思っております。

産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成26年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第4号は、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例についてであります。

本件は、現在、茨城県の条例で規制している小規模水道、小簡易専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の設置者に対する管理について、平成26年4月1日から権限が移譲されること

に伴い、制定するものであります。

議案第4号の審査に当たり委員からは、茨城県から事務が移管されるに当たり、対応可能な職員体制にあるかとの質疑がなされました。市執行部からは、現在の環境政策課は課長以下11名の体制であるが、権限移譲を受けるに当たっても、同じ体制で対応していくとの答弁がありました。

また、年に1度の検査が義務づけられているが、この条例の中に検査結果の報告義務と検証に関する条文が存在していないとの指摘に対し、市執行部からは、検査は義務づけているものであり、毎年検査しているかを3年に1度、市が現場へ確認に向向くことで対応していくとの答弁がありました。

議案第7号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち国庫負担金は、放射線量低減対策緊急事業費補助金であり、国庫補助金は社会資本整備総合交付金の増額計上であります。歳出の主なものとして、衛生費につきましては、除染を必要とする箇所の減に伴う除染作業委託料等の減額計上であり、土木費は、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金等の減に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減額計上であります。

議案第7号の審査に当たり委員からは、人件費や資材の高騰により入札不調となる公共事業が増加傾向にあるが、事業を翌年度に繰り越すことで入札不調となる可能性等の影響についての質疑がなされました。

市執行部からは、過去にも同じような事例があったが、茨城県から示される単価により再度詳細な積算をした上で工事を発注しており、大幅な高騰による場合には、道路延長を多少調整して発注しているとの答弁がありました。

また、同様な効果をもたらす街路灯と防犯灯が相互にどう補完していくのか、電気料の削減に向けた取り組み等、維持管理について協議がされているかとの質疑がなされ、市執行部からは、商工会街路整備補助金は街路灯2基分の撤去費用を残して減額補正するものであり、街路灯は事業所の負担ということもあり、新設が難しいため、将来的には全て防犯灯に切りかえていく方針で協議を進めているとの答弁がありました。

ほかに、焼却灰の処分費について、980万6,000円の減額の理由とごみの焼却量の推移についての質疑もなされ、市執行部からは、ごみの焼却量は若干の変動はあるが、年々減少傾向にある。当初予算の計上に当たっては、ごみの焼却量を推定し、それに対する焼却灰率から焼却灰の量を算出した結果、3,042トンを見込んでいましたが、今年度は3,000トンとなる見通しから減額補正するものであるとの答弁がありました。

議案第9号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）であり、歳

入の主なものとしたしましては、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担の減額計上であり、繰入金は、一般会計繰入金の減額計上であります。歳出の主なものとしたしましては、下水道管理費は、下水道施設維持管理費及び霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金の減額計上であり、下水道建設費は、霞ヶ浦常南流域下水道建設事業負担金の減額計上であります。

議案第9号の審査に当たり委員からは、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金の減額は、汚水の流量の減少と考えられるが、その理由についての質疑がなされました。

市執行部からは、汚水に含まれる不明水の割合が前年度までの実績から20%を超えると見込んでいたが、現実的には13%程度であったために減額するものであるとの答弁がありました。

議案第10号は、平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）であり、歳入の主なものは、販売手数料の減額計上であり、歳出の主なものは、市場運営費の減額計上であります。

議案第11号は、平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第1号）であり、歳入は前年度繰越金の計上であり、歳出は小規模水道維持管理基金積立金の計上であります。

議案第13号は、平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であり、歳入は前年度繰越金の計上であり、歳出は企業誘致事業等推進基金積立金の増額計上であります。

議案第22号は、牛久市道路線の認定についてであり、開発行為による12路線を認定するものであります。

議案第23号は、牛久市道路線の路線変更についてであり、道路整備事業による5路線を路線変更するものであります。

議案第23号の審査に当たり委員からは、3つの路線についていずれも面積が減少している理由について質疑がなされました。

市執行部からは、市道637号線は、その一部が中柏田線の道路事業に編入されるためであり、他の市道路線についても一部が都市計画道路等の上位路線に編入されるために市道の面積が減少するものであるとの答弁がありました。

議案第24号は、牛久市道路線の廃止についてであります。

本件は、道路整備事業による2路線を廃止するものであります。

議案第24号の審査に当たり委員からは、廃止路線の他の路線への振りかえについて質疑がなされました。

市執行部からは、市道178号線の面積を狭隘道路である市道179号線に振りかえ、幅員4メートルあるいは4メートル以上を確保するためであり、市道1067号線は市道8号線に

振りかえ、8号線の道路用地を確保するためであるとの答弁がありました。

議案第27号は、牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、本条例に定める受益者負担金の滞納にかかる延滞金の割合について、都市計画法第75条第4項に規定する延滞金の限度率である年14.5%とするため及び督促状を発した場合における手数料について明文化するため、改正するものであります。

議案第27号の審査に当たり委員からは、督促手数料を100円に設定する根拠について質疑がなされました。市執行部からは、督促手数料について市の内部や茨城県と調整を図り、現実には都市計画法の運用に従うようにとの国からの回答を受けて100円の提案をしたとの答弁がありました。

議案第30号は、工事請負契約の変更についてであります。

本件は、平成25年第3回牛久市議会定例会にて議決をいただきました下町第二雨水幹線管渠敷設工事において、推進工事の立坑部に地盤改良を98本予定しておりましたが、他の埋設管が近接していることなどから、検討をした結果、88本に変更するため、511万3,500円の減額となり、変更後の契約金額につきましては、1億6,866万1,500円となるものであります。

議案第30号の審査に当たり委員からは、杭を98本から88本に減らす場合等においては代替案が検討されることと、工事完了後の品質への影響について質疑がなされました。

市執行部からは、当初の地盤改良の工法検討において、工事費用や品質を検討した結果、最終的にセメントミルクを注入して地盤を固めるという工法を選定した。コンサルタントと検討し、杭を88本に変更しても品質に問題がないという結論に達したとの答弁がありました。

議案第31号は、工事請負契約の変更についてであります。

本件は、平成26年第1回牛久市議会臨時会において議決された下町污水ポンプ場土木建築工事において、台風による工事の休止及び工法変更の検討に時間を要したことにより、工期内での工事完了ができないことから、工期を延長し、あわせて工法変更による2,406万6,000円の増額変更分について、4月1日からの消費税率改定に伴う68万7,600円を増額変更するものであります。

請願第1号は、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願であります。

本件は、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化の推進やレジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。また、リユースを普及するため、2

Rの環境教育を促進されるようさまざまな環境を整備することなどを求めるものであり、請願者を参考人として委員会出席を求め、審査いたしました。

請願第1号の審査に当たり委員からは、請願事項としてのレジ袋の有料化等について質疑がなされました。

参考人からは、レジ袋の有料化によりマイバグの利用を推奨し、ごみの発生抑制に対する各個人の意識高揚につなげるという理由から請願事項としているとの説明がありました。

また、法律の施行によりリサイクルは進んだが、リデュースは取り組まれていないのが現実であり、大量生産、大量消費の社会から脱却していないというのは危機感を持つところである。包装容器の回収について事業者の負担や責任がない一方で、自治体にごみの分別等の負担を強いる結果となっている。この点を考えると、国として取り組んでいるドイツやフランスを参考に発生抑制、リユースを進めていくことが今後の循環型社会を考える上で重要であるとの意見がありました。

以上、13件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第27号は賛成多数により、議案第4号、議案第7号、議案第9号ないし議案第11号、議案第13号、議案第22号ないし議案第24号、議案第30号及び議案第31号はいずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、小松崎予算特別委員長。

平成26年3月20日

牛久市議会議長 山越 守 殿

予算特別委員会

委員長 小松崎 伸

#### 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第15号	平成26年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第16号	平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第17号	平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第18号	平成26年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第19号	平成26年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

〔予算特別委員長小松崎 伸君登壇〕

○予算特別委員長（小松崎 伸君） まず、訂正のほうをお願いいたします。

2枚目の上から19行目ですね。産業経済部となっておりますけれども、環境経済部の誤りでございますので、訂正のほうをよろしくをお願いいたします。

予算特別委員会委員長審査報告。

平成26年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第15号 平成26年度牛久市一般会計予算

議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上の7件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る2月28日、3月10日、11日、13日の4日間にわたり委員会を開催し、中根小学校、牛久運動公園野球場の2カ所の現地視察を行うとともに、3月10日、11日、13日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

歳入について委員からは、徴税のコスト、コンビニ収納、前納報奨金についての質疑がなさ

れ、市執行部からは、徴税のコストについて平成26年度予算ベースで算定して、前納報奨金を除いた経費で税込100円に対して2.94円のコストがかかる。平成25年度から開始したコンビニの収納の状況は、平成25年4月1日から平成26年1月31日までで、納付割合は13.5%となっている。前納報奨金について、平成25年度の実績として市県民税は納付額で51.5%、固定資産税は55.7%となっている。全体では、54.5%の前納報奨金での納税があり、これにより早期の市税納付と合わせ、財源確保につながっているものと考えているとの答弁がありました。

歳出について委員からは、総務部関連では顧問弁護士の4人体制の継続、相談件数、相談内容についての質疑がなされました。

市執行部からは、顧問弁護士の相談件数がここ数年多くなっており、平成24年度は40件、平成25年度は2月末現在で29件の相談件数があり、このまま4人体制で継続していきたい。相談内容について主なものとして、用地関係の相続人の特定、著作権の問題、原発事故に伴う経費の請求、所有者が不明な空き家の改善に関することなどがあるとの答弁がありました。

また、教育委員会関連では、放課後子ども教室の計画、学力向上の研究指定校の委嘱先、目的等について、平成31年に開催予定の国体に向けた取り組みについての質疑がなされました。市執行部からは、放課後子ども教室については、全児童を対象とした勉強、スポーツ、遊び、文化活動など、いろいろなプログラムを活用して、さらに充実した取り組みをしていきたい。研究指定校の委嘱先は平成25年度から平成26年度は中根小学校、神谷小学校となっている。研究指定校の目的・期間については、確かな学力や生きる力を育むために、2年間各学校が設定したテーマで研究を進め、研究発表会で公開して、すぐれた授業研究の成果を小中学校全体で共有するために行っている。国体開催に向けては、昨年、中雄いう競技団体の正規視察があり、平成26年度においては、国体の準備委員会の設立を予定しているとの答弁がありました。

次に、保育園の待機児童の解消について、つばめ保育園の大規模修繕、成年後見サポートセンターの運営状況についての質疑がなされ、市執行部からは、平成26年4月現在、国の基準の待機児童数はゼロと見込んでいる。つばめ保育園の改修工事の内容は、ゼロ歳児から5歳児までの保育を行っていた保育園を、ゼロ歳児、1歳児、2歳児を預かる保育園に改修するものです。成年後見サポートセンターについては、2月末現在、相談件数が201件、申し立て件数が3件、支援中が5件となっているとの答弁がありました。

次に、環境経済部関連では、放射能対策の現状と平成26年度の計画についての質疑がなされ、市執行部からは、25年度の放射能対策の実施内容は、住宅除染、空間線量の測定、ホールボディカウンタ検査、甲状腺検査の費用助成等です。平成26年度計画として、住宅除染を全世帯対象に年度内で終了させる予定との答弁がありました。

また、農業活性化事業の投資及び出資金、グリーンファームが土地を購入した場合の採算性、土地活用についての質疑があり、市執行部からは、出資金についてはグリーンファームへの出資金となる。これは阿見町地内の土地、約7.6ヘクタールを一般競争入札参加し落札した場合、購入する予定であります。購入を考えている土地は、採算性の高い大根、パレイショ等の作付を考えており、長期的計画に関して具体的なものは、現段階では未定であるとの答弁がありました。

公共下水道事業特別会計では、下水道受益者負担金を徴収する事業の中で、委託料の賦課予定地調査について、老朽化した下水管の布設がえ事業の見通しについての質疑がありました。

市執行部からは、賦課予定地調査は、田宮地区の市街化調整区域の部分で、受益者負担金の予定地として調査するものです。老朽化した下水管の布設がえの事業については、社会資本整備総合交付金の補助により継続的に実施していくとの答弁がありました。

以上、主たる経過について報告をいたしました。全委員の発言のもと、活発な質疑がありましたことをあわせて御報告をいたします。

付託されました案件につきましては、審査の結果、議案第20号は全会一致により、議案第16号ないし議案第19号及び議案第21号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第15号につきましては、可否同数により委員長裁決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

**○議長（山越 守君）** 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いをいたします。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

**○13番（黒木のぶ子君）** それでは、総務常任委員長に質問をしたいと思います。

意見書案第5号、4月から消費税に対して、本当に市民の方たち大変困っている状況であります。そういう中で、12月議会におきまして、軽自動車の税金の据え置きというようなことを提案したところでありますが、これは総務常任委員会において否決ということですが、その否決とされた根拠の理由はどのように議論されたかお伺いしたいと思います。以上です。

**○議長（山越 守君）** 小松崎総務常任委員長。

**○総務常任委員長（小松崎 伸君）** 黒木委員の質問にお答えいたします。

意見書案第5号では、各委員からさまざまな意見等ございましたけれども、その一部御紹介

をいたします。まず、国会での議決ですね、これはまだされていない状況ではありますけれども、軽自動車の市内の所有者は相当ありますということでの意見がございました。あとまた、別の委員のほうからは、新規の購入者からの導入ということになりますので、その点を踏まえて市民の願いに応えることが大事であるというふうな意見もございました。また、軽自動車税は1.5倍というふうなことで、もちろん消費税よりも極めて大きい値上がりであるというふうなことで、議会として見過ごすことはできないので、審議をいたしましょうというふうな意見もございました。そういうふうなさまざまな意見がありました中で決定をしたわけでございますので、御理解を頂戴したいと思います。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 今、総務常任委員長のほうから答弁がありましたけれども、要するに、継続審議だったんですけれども、否決を、意見書第5号がされたという、その根拠の意見はどのような議論をされたかということをお伺いしたかったわけなんです。再度質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

○総務常任委員長（小松崎 伸君） 黒木委員の質問にお答えをいたします。

こちらは、この意見書案については、全員賛成でございましたので、その各自の判断ということで御理解いただきたいと思います。

議案について否決ということで、反対ですね、否決ということで最終的に。これは、個人の判断でございますので、そういうようなことで、それ以上はございません。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算については、黒木のぶ子君ほか1名から修正の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、平成26年度予算案に対する修正動議を申し上げたいと思います。

予算書109ページですね、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、0114農

業の活性化を図る、節24投資及び出資金5,000万円に対する修正動議です。

去る3月13日に行われた予算特別委員会の審議の中で、投資及び出資金5,000万円に対する説明は、農業作付は行いが、将来的には観光農園等も考えるというような、これはあくまでこの土地が入札できた場合ですけれども、どのような答弁でした。これは、グリーンファーム設立時の目的と大きく異なると考えます。茨城県のホームページからグリーンファーム設立の経緯を見ますと、①平成22年4月、新規就農者の育成及び耕作放棄地解消を目的として、牛久市地域担い手育成総合支援協議会で5名の新規就農者を雇用、茨城県耕作放棄地未然防止実験事業等の委託制度を活用。地元農業者の指導を受け、耕作放棄地の再生作業、農作物の作付を開始。平成23年2月、上記新規就農者を中心に、牛久グリーンファーム株式会社を設立。市の農業振興の核となる。③先進的な農業経営体のモデルとして、機械化、大規模化による生産コストの削減、高付加価値化、産地競争力の強化を推進とあります。このように、グリーンファーム設立の目的は、広大な土地の収用や、将来的にそこを観光農園にするというような目的にはなっておりません。まして、農業生産法人の設立、さらに農園等を使って、それを商業化するなどというのは、税金の使い方として、果たして市民に説明し、納得していただけるものなのかどうかということが大変問題であります。したがって、予算計上してある5,000万円を減額し、その金額を財政調整基金に積み立てることを提案します。どうぞ議員の皆様、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で、13番黒木のぶ子君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。9番諸橋太郎君。

〔9番諸橋太郎君登壇〕

○9番（諸橋太郎君） ただいま提出者より説明がございましたが、提出者に1点お伺いをいたします。

茨城県のホームページより、目的ということで今述べられておりましたが、グリーンファーム株式会社の定款について見たことありますか。また、もしこの目的がわかるようでしたら、申し述べていただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） ただいまの諸橋議員の質問にお答えしたいと思います。

定款につきましては、予算委員会の各委員の質問の後に、執行部から定款等の詳細について渡されております。私はあくまで県のほうのホームページのほうに書いてある、そのことを申し上げているのであって、最初の設立時におきましては、定款等は私たち議員には配付されておりました。以上です。

○議長（山越 守君） 9番諸橋太一郎君。

〔9番諸橋太一郎君登壇〕

○9番（諸橋太一郎君） 再質問いたします。

それでは、今現在の時点では、定款をごらんになって、第2条7番、牧場観光農園、体験農園、市民農園等の企画、管理及び運営ということで定款のほうにうたわれておりますが、それについては御存じという認識でよろしいのでしょうか。以上です。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） ただいまの質問に対してお答えします。

認識しております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 賛成討論を行います。

ただいま、議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算につきまして、修正動議が提案をされました。その点に対して賛成討論を行います。

平成26年度牛久市一般会計予算に関しては、予算特別委員会の審議の中で、市民の血税をこんなふうに使ってよいものかと事業執行が妥当かと思える内容が明らかになりました。それが、牛久市が100%出資し設立した牛久市グリーンファーム株式会社へ、26年度新たに5,000万円を出資するというこの事業についてであります。

グリーンファームへはこれまでも、用地の取得、農業関係団体への提供と目されたものの、実質グリーンファームでの使用が念頭に置かれた農業資機材と1億円以上に上る資金が投入されています。そして、今回は隣接自治体に所在する農地取得に乗り出すために出資するというものであります。

現在、全国各地の自治体で、自治体が出資する第三セクターへの財政支援には大変厳しい目が向けられております。今回の審議の中では、出資後の同社の経営ビジョンには明確な道筋が見えてきませんでした。親方日の丸的経営は、自治体財政を揺るがすものと思います。

こうした点を踏まえ、このまま見過ごすわけにはいかないと、予算特別委員会の中の討論でも私は発言をいたしました。

市長は、常々予算の厳しさを口にしておられますが、この件に関してだけはなぜこんなにも甘い判断となったのかと疑問に思わざるを得ません。議会としてはグリーンファームへの出資金減額の修正動議を通すべきと考えます。

なお、一般会計予算には、消費税率引き上げによる影響を緩和するための国の措置としての臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金事業、行政区防犯灯の一括管理やLED化計画、ひたち野地区の小中学校施設の整備など、喫緊の課題解消のための事業が計上されており、全事業を否定するものではありません。議員各位の良識ある判断によって、この減額計上の議案を通していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。5番市川圭一君。

〔5番市川圭一君登壇〕

○5番（市川圭一君） 議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算修正案について反対の討論を行います。

議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算の農林水産業費に計上されております出資金につきましては、予算特別委員会におきまして、牛久市グリーンファームへの出資金であり、使途は平成27年1月に財務省が行う一般競争入札に参加するものと聞いております。

牛久市では、農業を最重要産業の一つと位置づけており、農業の衰退の原因はどこにあるのか、そして、農業振興を図るためには行政として何をなすべきかとの視点に立ち、これまでさまざまな施策を行ってきている。その一つである牛久グリーンファーム株式会社の設立は、今後の牛久市の農業を担っていくとともに、耕作放棄地対策、地産地消を推進していく上で、大きな役割を果たすと考えております。今回の出資金により取得を計画している国有財産である農地は、阿見町地内ではありますが、牛久市に隣接する7.6ヘクタールの広大で効率的な圃場であり、当地周辺地区は牛久市都市計画マスタープランにおいても農業振興地区として位置づけられておりますので、これまでの施策をさらに発展させていくためにも重要な用地であると考えております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の採択を求める請願に対する賛成討論を行います。

容器包装リサイクル法は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。2006年に一部改正されましたが、多くの問題を抱えており、根本的な問題解決となっております。今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らす

ことが求められています。請願事項にもありますように、容器包装リサイクル法の役割、分担を見直し、分別収集、選別保管の費用を製品の価格に内部化することにより、自治体の負担を少しでも軽減させることが必要です。

また、リデュース、発生抑制、リユース、再使用を促進するさまざまな法制化により、容器包装の減量化やコストダウン、石油系原料の再利用化等々、新しい容器リサイクル法に批准した容器にすることは、企業のイメージアップや商品の競争力にもつながると考えられます。

これまで、2005年に国が一般廃棄物処理の有料化を推進、市町村に有料化を義務づけ、家庭ごみの有料化やレジ袋の有料化を行わないと交付金は出さないなどの方針を出しました。牛久市でも2005年から2006年度にかけて廃棄物減量推進審議会が開かれ、ごみの有料化によって市民の意識をごみ減量につなげようとした経緯もありました。

しかし、その後、生ごみの推進化事業に取り組み、現在取り組んでいる一部地域では、生ごみの減量化が進んでいます。我が家の家庭ごみを見ましても、生ごみを堆肥化にすることで、ごみの排出量は2分の1に減らすことができていますが、残るごみは容器包装類が主なものです。ごみとなった容器包装類は、牛久市が回収し、その回収処理費用は私たちの税金によって賄われています。毎年約9億円もの市の負担は、自治体としての努力の範囲を超えるものであり、法整備によって発生抑制などの解決を図ることが求められます。

以上の理由により、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の採択を求める請願に対する賛成討論といたします。

委員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。9番諸橋太一郎君。

〔9番諸橋太一郎君登壇〕

○9番（諸橋太一郎君） それでは、議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算に対する修正動議について反対討論を行います。

同僚議員の討論にもございましたが、牛久市では衰退しつつある農業の復興を目指し、さまざまな施策を展開しており、その一つがグリーンファームの設立であります。同社は設立以来、学校給食へ牛久市産の小麦や菜種油の提供など、公共的な部分を担いながら地産地消を進めてきており、一団で7.6ヘクタールの当該地は、規模拡大のために必要なものと思われま

す。また、近隣にあります牛久大仏や阿見アウトレットには毎年多くの来場者があり、当該地が将来的に観光農園を視野に入れることは立地面においてもよい場所であると思

います。牛久グリーンファームの定款を見ても、目的の中に観光農園の運営がうたわれていることから、出資金は必要なものと思われま

す。議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算に対する修正動議について賛成討論を行います。

私は、市がさまざまなプロジェクトを立てていくということ自体に、一般的に反対するつもりはございません。しかし、公金を使ってプロジェクトを立てるとするならば、その見通しについてきちんと説明をする義務があると思います。そして、議会としてはそれについて十分な審議を行うことが義務であろうというふうに考えます。

今回、この5,000万円の公金支出についての問題については、予算委員会の中でも私は質問をいたしました。一体どのような経費がこれから予定されているのか。そしてその効果はどのようなものが見込まれているのか。このことについて詳しく説明をしていただきたい。このように質問いたしました。しかし、その回答は、当面の間は農地として利用する。まあ、大根ですか、さまざまな利益が得られるであろう作物を植えていくというふうな曖昧なお話でした。そしてさらに、観光農園ということになるならば、どのくらいの費用がかかるのか、何億円あるいは何十億円かかるのかわかりません。それらについて何ら説明することなく5,000万円もの公金が支出されるなどということ、議会として許すことは到底できないと思います。

私はこのことを考えた場合、一昨年滞納問題で控訴の事案がこの議会の中でも行われました。出されました。その際にも執行部からは、その控訴をする根拠となるもの、つまりこの裁判では地裁で敗訴をしていたわけです。その敗訴をした判決文も示さずにですね、控訴をさせてほしい、このような提案が行われました。（「杉森議員、本件にはかかわりのない話なので進めてください」の声あり）関係があるんです。つまり、根拠が不明なままに議会に提案がなされ、それをそのまま議会が受けるなどということ、二度と繰り返してはならない。このように考えるからこのことをあえて想起させられるということ、を申し上げているのであります。

私は、そのような教訓からも、この議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算に対する修正案について賛成を行い、議員諸氏の賛同を心からお願いを申し上げるところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算に対する修正動議について反対討論を行います。

予算特別委員会の委員として出席しておりましたが、その際、このグリーンファームの投資

及び出資金の審議の中で、執行部より当該地は7.6ヘクタールあり、これが牛久市に隣接し、これだけまとまった農地は市内にはありません。メリットとして、移動時間の必要もなく、効率的に作業ができるということでもあります。また、将来的には年間たくさんのお客様が来場されている阿見アウトレットや牛久大仏といった観光施設がありますので、そのようなお客様を取り込み、この場所を観光農園といった形も考えているというふうに認識しております。また、議員全員に配付されましたグリーンファームの定款の中には、目的の第2条には13項目示されており、目的に向かって日々取り組み、邁進していると思います。したがって、以上の観点から修正動議に対しては反対であります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

失礼いたしました。訂正させていただきます。修正動議ではなく、修正案として反対いたします。以上であります。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算に対する修正動議修正案について賛成討論であります。

今の皆さん方の討論を聞いていますと、地方自治体の本来の役割というものが抜けているのではないかというふうには私は考えます。地方自治体の仕事は、公共の福祉、全ての牛久市の市民が幸せに暮らせるという、このための行政手法を行うのが地方自治体、牛久市の仕事であります。それを他自治体、ほかの地域から来る人たちのためのものではないというのは明らかであります。そこら辺のところを多少抜けているというふうに思うわけであります。

グリーンファームへの5,000万円の出資は、来年度競売に付される農芸学院の土地、隣の自治体の農地購入のことだと言われております。現在のグリーンファームでは、農地を購入することはできません。それを、入札し落札されたら農業生産法人にするなどということは、農地を購入するための農業生産法人にするということと同じであり、設立当初の目的と大きくかけ離れていると言わざるを得ません。

牛久市の税金を使って、隣の自治体の土地を購入、さらに市の税金を使って固定資産税などの税金を払うことにもなりかねないわけであります。グリーンファームの社長は牛久市長であります。市内の遊休農地を買うならばまだしも、隣の自治体の土地購入を目的とした投資及び出資は許されるものではないと考えるわけであります。なぜ阿見町の土地を購入しなければならないのか。遊休農地を有効利用するならば、阿見町が購入するのが当然であります。牛久市が買わなければならない理由にはならないわけであります。これでは、牛久市不動産部と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

グリーンファームは赤字経営の中、市から毎年1,000万円を超える補助金を交付しております。したがって、入札参加、他自治体の用地購入を中止するための修正動議案に賛成するものであります。

委員各位の賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第15号、平成26年度一般会計予算、議案第16号、国民健康保険、議案第17号、公共下水道、そして18号、青果市場、19号、介護保険、21号、後期高齢者医療、各特別会計予算に対する反対討論を行います。

まず、議案第15号では、平成26年度一般会計予算では、住民要求が実現しているものも多々あります。全てにおいて反対するものではありませんが、4月からの消費税増税による市民に負担を強いる予算編成となっております。

特に、学校給食費について、県内44市町村中19の市町村が据え置くとしている中で、牛久市は小学校の学校給食費を月額120円値上げをいたします。据え置くとしております自治体の中には、子育て支援策の一環として、消費税アップ分を公費負担する自治体や、質を落とさないで仕入れの工夫、またメニューの提供を調整するなどの自治体があります。学校給食は教育の一環であり、教育に対する市の姿勢が問われます。

また、牛久グリーンファーム株式会社に対する5,000万円の投資及び出資金では、来年1月、阿見町の農地7.6ヘクタール購入に向けて、一般競争入札に参加するため出資を行うということですが、税金を使ってまで他の自治体の農地を購入することに市民の理解は得られません。牛久グリーンファーム株式会社は、市が100%出資で設立された農業法人です。耕作放棄地を解消し、農地として利活用や農業後継者育成など、設立趣旨に沿い、事業を展開しておりますが、農業法人では農地の売買ができません。農業生産法人になれば、農地の売買ができるようになりますが、そのための税金投入はすべきではありません。

議案第16号から19号、21号は、平成26年度の各特別会計の予算です。昨年の臨時国会で社会保障制度改革プログラム法が強行採決され、2013年12月5日成立をいたしました。消費増税と一体に社会保障の各分野で給付の削減と負担増が相次いで打ち出されております。国民健康保険などの保険料では、賦課限度額の引き上げが行われます。国民健康保険、そしてまた後期高齢者支援分2万円、介護納付金2万円で、合計4万円、平成25年度の状況からは該当者は374人、後期高齢者医療特別会計では2万円の引き上げで、該当者は71人と言われております。8月の本算定で決定をされる予定です。さらに、国民健康保険では、4月2日以降、70歳になる被保険者の医療費の窓口負担が2割、または3割に引き上げられます。

一方、国民健康保険、後期高齢者医療ともに低所得者に対する軽減が拡大をしますが、住民に負担を強いるものには反対です。介護保険では、第6期の介護保険事業計画に向けて制度改正が行われる予定で、自助、互助の押しつけ、これまでにない利用者に対する給付の削減や負担増などにより、社会保障のあり方が根本から変えられようとしています。公共下水道、青果市場では、消費税増税によるもので同意できません。

議案第27号、公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正では、督促手数料が50円から100円への値上げの根拠として、市の内部、県と協議、さらに都市計画法の運用に従い、国の指針に従うとありました。他で実施をしているから実施をするというもので、同意することはできません。

よって、議案第15号、16号、17号、18号、19号、21号、27号について反対をするものです。

委員各位の御賛同を心からお願いをいたし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に反対の方の発言を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 議案第27号、牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論をいたします。

本議案は、公共下水道事業の受益者負担の滞納にかかる延滞金の割合と督促手数料について明文化する条例です。督促手数料にかかわる改正に関しては、昨年12月議会に消費税率引き上げに伴う利用料等の値上げとともに、督促手数料を100円に引き上げる条例が多数提出されました。市民クラブは消費税率の引き上げに伴う値上げに関してはやむなしと判断しましたが、督促手数料の値上げには反対しました。その理由として、督促にかかる郵送料の値上げ以上に、これまでは加味されていなかった発送にかかる経費を上乗せし、しかも実費の72円以上の100円にするという市の姿勢について、懲罰的意味合いが加味された値上げと受けとめられることから、反対をした次第です。

そうした経過を踏まえ、本議案に対しても同様の趣旨から反対する次第です。

議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結いたします。ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分いたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時40分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程第1、議案第4号ないし日程第24、議案第27号、日程第25、議案第30号ないし日程第27、議案第32号の27件、日程第28、意見書案第5号の1件、日程第29、請願第1号の1件について、順次採決をいたします。

初めに、議案第4号、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、牛久市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）、  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり  
可決されました。

次に、議案第14号、平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり  
可決されました。

次に、議案第15号、平成26年度牛久市一般会計予算、まず本案に対する黒木のぶ子君ほ  
か1名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり  
可決されました。

次に、議案第16号、平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委  
員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり  
可決されました。

次に、議案第17号、平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員  
長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成26年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第23号、牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、牛久市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、牛久市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、工事請負契約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であ

ります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、工事請負契約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号、軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、意見書案第5号は否決されました。

次に、請願第1号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の採択を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は12時10分といたします。

午前11時54分休憩

---

午後 0時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長板倉 香君より副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。



追加日程第1 副議長辞職の件

○議長（山越 守君） 板倉議員退席をお願いいたします。

まず、この辞職願を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（滝本 仁君） 朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されたくお願いいたします。

平成26年3月20日

牛久市議会議長 山越 守 殿

牛久市議会副議長 板倉 香

○議長（山越 守君） お諮りいたします。

副議長板倉 香君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、板倉 香君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

14番板倉 香君の入場を許します。

この際、14番板倉 香君より発言を求められておりますので、これを許します。14番板倉 香君。

〔14番板倉 香君登壇〕

○14番（板倉 香君） いろいろございましたが、腰の痛みがなかなかとれないということで、治療に専念したいと思っております。本当に皆さんには御迷惑かけまして、本当に済みませんでした。

今後ともどうぞよろしくお祈りいたします。きょうは済みませんでした。（拍手）

○議長（山越 守君） ただいま、副議長が欠員となりました。この際、副議長選挙を日程に

追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、この際副議長選挙についての日程を追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山越 守君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山越 守君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（山越 守君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番村松議員、5番市川議員、6番小松崎議員、8番沼田議員、9番諸橋議員、10番宮崎議員、11番杉森議員、12番須藤議員、13番黒木議員、14番板倉 香議員、15番柳井議員、16番中根議員、17番田中議員、18番石原議員、19番板倉 宏議員、20番遠藤議員、21番鈴木議員、22番利根川議員、7番山越議員。

〔投 票〕

○議長（山越 守君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山越 守君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番柳井哲也君、17番田中道治君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（山越 守君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

市川圭一君 12票

小松崎伸君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、市川圭一君が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました市川圭一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました市川圭一副議長に就任の御挨拶を一言お願いをいたします。

〔副議長市川圭一君登壇〕

○副議長（市川圭一君） まだまだ若輩者ではございますが、山越議長をサポートし、牛久市議会、牛久市政発展のために尽力していきたいと思っておりますので、皆様のさらなる御協力、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（山越 守君） 次に、ただいま杉森弘之君ほか2名から意見書案第1号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号の1件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第1号の1件を議題といたします。



追加日程第2 意見書案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提出理由の説明を求めます。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 意見書案を読み上げまして、提案とさせていただきます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち、約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘引）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、牛久市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

#### 記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
3. リユースを普及するため、2Rの環境教育を促進されるようさまざまな環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号について採決いたします。

意見書案第1号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30、議員提出議案第1号の1件を議題といたします。



議員提出議案第1号 議会改革特別委員会の調査期間の延長について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番板倉 宏君。

〔19番板倉 宏君登壇〕

○19番（板倉 宏君） それでは、議員提出議案第1号、議会改革特別委員会の調査期間の延長についての提案理由の説明を朗読をもっていたします。

平成25年3月25日に設置された議会改革特別委員会は、平成25年4月より基本条例分科会、特別課題分科会、議場改修分科会の3分科会を設け、先進事例の調査研究を行ってきました。

議会基本条例の制定、議会改革の課題、議場の改修等について1年間、分科会並びに委員会

を開催し、協議を進めてきました。議会基本条例について先進地の事例研究を行い、条文の検討には相当の時間を要することがわかり、調査期間を延長し、より実効性のある中身の濃い条例にすべきとの意見が委員会の大勢であります。

また、一問一答制の導入、議会報告会の開催等、試行期間を必要とするものもあり、議会改革特別委員会の所期の目的を達成するためにも調査期間を平成27年3月31日まで延長するものであります。

以上です。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号について採決いたします。

議員提出議案第1号、議会改革特別委員会の調査期間の延長について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成26年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時35分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

副 議 長 板 倉 香

署名議員 市 川 圭 一

署名議員 小松崎 伸